

茨城工業高等専門学校寮務委員会規則

〔 昭和 43 年 4 月 1 日
制 定 〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、茨城工業高等専門学校寄宿舎規則第6条に基づき、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 寄宿舎の管理運営及び寮生の指導監督に関すること。
- (2) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (3) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（寮務主事）
- (2) 副寮務主事
- (3) 寮務主事補
- (4) 各系及び一般教養部から選出された教員
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（寮務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副寮務主事はその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第5条の2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校学寮管理運営委員会（昭和41年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月28日から施行し、昭和63年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。